

# 教育訓練給付制度

## 1. 教育訓練給付制度

働く人の能力開発やキャリア形成を支援するもので、厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した際に、訓練経費の一部を雇用保険により給付するもので、受講費用の一部が支給される制度です。

## 2. 給付金の対象

給付金の対象となる教育訓練は、専門実践教育訓練、特定一般教育訓練、一般教育訓練の3種類があります。このうち、保育士資格等を取得する場合の対象は、専門実践教育訓練になります。

⇒ 本学科の保育学科で学ぶ場合が相当します。

## 3. 具体的な内容

受講者が支給要件などを満たし、かつ、ハローワークで支給申請を行うことで、受講費用の50%（年間上限40万円）が6か月ごとに支給されます。

また、訓練修了後1年以内に資格などを取得し、就職などをした場合には、受講費用の20%（年間上限16万円）が追加支給されます。

⇒ 最大で受講費用の70%、年間上限56万円が支給されます。

### 給付金支給の対象者

#### ◎在職中の人

資格取得のために受講する講座の受講開始日(大学等であれば入学日)までに、雇用保険の一般保険者の方のうち、支給要件期間が通算2年以上あること。

#### ◎退職した人

退職日の翌日から受講開始日までが、1年以内であり、雇用保険の一般保険者の方のうち、支給要件期間が過去通算2年以上あること。

※支給要件を満たしているかどうか、必ずハローワークで確認してください。

## 4. 給付までの流れ

ハローワークで、まず次の①・②を行います。

①訓練前キャリアコンサルティングを受ける。どのハローワークでも可。

②受給資格の確認（

受講開始日の1か月前までに、お住まいを管轄するハローワークで行います。

本学4月入学であれば、2月末までに、必ず必要書類をハローワークに提出する。

証明書を取得する

③大学が、学費の納入確認後、「受講証明書」を発行します。

支給申請を行う。

④受講中(在学中)に、半年ごとにハローワークに申請し、給付を受けます。

※詳しくは、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

例：ハローワーク広島東 広島市東区光が丘 13-7 082-264-8609

ハローワーク広島 広島市中区上八丁堀 8-2 広島清水ビル 1~4階 082-223-8609

ハローワーク廿日市 廿日市市串戸 4丁目 9-3 2 0829-32-8609